

千葉県福祉サービス第三者評価の評価結果
(保育所等)

1 評価機関

名 称	有限会社第一福祉マネジメント
所 在 地	千葉県柏市若柴178-4-148-1ウエスト3F チコルフロア内
評価実施期間	令和4年9月30日～令和5年1月16日

2 受審事業者情報

(1) 基本情報

名 称 (フリガナ)	新船橋ここわ保育園 シンフナバシココワホイクエン		
所 在 地	273-0021 千葉県船橋市海神5-29-61		
交通手段	京成本線 海神駅徒歩10分 東武アーバンパークライン 新船橋駅徒歩14分		
電 話	047-402-6431	F A X	047-402-6451
ホームページ	http://shinfuna-cocowa.com/		
経 営 法 人	株式会社ディアアローク		
開設年月日	2018年4月1日		
併設しているサービス			

(2) サービス内容

対象地域	千葉県船橋市							
定 員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計	
	6	10	11	11	11	11	60	
敷地面積	247.43㎡			保育面積		218.96㎡		
保育内容	0歳児保育 ○		障害児保育 ○		延長保育 ○		夜間保育	
	休日保育		病後児保育		一時保育		子育て支援 ○	
健康管理	看護師による毎月1回身体測定・週に1度の爪検査・予防接種歴の確認・感染症予防のための衛生管理							
食事	栄養士による献立に沿った月齢に合わせた食事およびおやつを提供							
利用時間	7:00～19:00 (月～土)							
休 日	日曜日・祝日・年末・年始							
地域との交流	行事への招待・育てた野菜を近隣の方に配る 等							
保護者会活動	年2回の運営委員会							

(3) 職員（スタッフ）体制

職 員	常勤職員	非常勤、その他	合 計	備 考
		22人	3人	25人
専門職員数	施設長	保育士(幼稚園教諭含む)	看護師	
	1人	17人	1人	
	栄養士	調理師	その他専門職員	
	1人	3人	2人	事務員、保育補助

(4) サービス利用のための情報

利用申込方法	船橋市保育認定課		
申請窓口開設時間	9:00~17:00		
申請時注意事項	船橋市保育認定課の注意事項に準ずる		
サービス決定までの時間	船橋市保育認定課に準ずる		
入所相談	随時(空き状況については、船橋市役所保育認定課までお問い合わせください。入園前の見学については、保育園までお問い合わせください。)		
利用代金	突発延長保育料：400円/30分 月極延長保育料：2,500円/30分		
食事代金	突発補食代100円/食 月極補食代：1,000円/月		
苦情対応	窓口設置	園長 黒川尋美	
	第三者委員の設置	社副理事 須藤誠・岡崎玲子	

3 事業者から利用（希望）者の皆様へ

<p>サービス方針 (理念・基本方針)</p>	<p>こどもとの対話、保護者との対話、保育士同士の対話3つの対話の中で、子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切にしたい、地域に根ざした愛情ある保育園を目指します。 目指す子どもの姿</p> <ul style="list-style-type: none"> ・のびのびと自分を表現できる子ども ・心身ともに豊かな子ども ・感謝の心を持った子ども
<p>特 徴</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・週2日ネイティブ講師が英語遊びと保育に参加し、子どもたちにとって英語を身近なものにします。 ・リズムに合わせて体を動かす機会を積極的に取り入れるため、月に1回リトミック講師が来園し、0歳から幼児までリトミックの時間を設けています。 ・月に2回運動講師が来園し、年齢に合わせた体の動きを取り入れ、マット運動や跳び箱などに挑戦します。
<p>利用（希望）者 へのPR</p>	<p>教育・安全・食育・・・3つの『和』を大切にお子様の健やかな成長を新船橋ここわ保育園が応援します。子どもの健やかな成長には豊かで楽しい経験が必要です。たくさんの愛情と共に、のびのびと遊ぶ笑顔を新船橋ここわ保育園で育みませんか？</p> <p>教育では、週2回の英語指導、月1回のリトミック、運動講師は月に2回来園し子どもたちの指導をいたします。</p> <p>安全面では、オートロックキーで不審者からのお子様の安全を守ります。</p> <p>食育では、年齢に合わせた様々な食育体験から食に興味を持ち、食べることの楽しさを育みます。</p>

福祉サービス第三者評価総合コメント

特に力を入れて取り組んでいること
理念・方針に基づいた保育提供に力を入れて取り組んでいる
保育理念として園の名前の由来となっている「ここわ」(ここ:個々・こころ、わ:対話・つながりの輪)から「子どもとの対話・保護者との対話・保育士同士の対話3つの対話の中で子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切にしたい地域に根差した愛情ある保育園を目指します」と掲げており、「教育・安全・食育」の3つの『和』を主軸とした保育がなされている。安心して過ごせる生活環境の設定、子どもの興味・関心に応える遊具・玩具・教材などの充実や教育機会の提供に取り組むほか、子ども一人ひとりの成長を後押しするなど、子どもがたくさんの愛情を受け、日々笑顔でのびのびと過ごし豊かで楽しい経験の基、健やかに成長できる支援を行っている。
ICTシステムの導入により保護者との情報交換の促進と信頼関係の深化を図っている
園全体で保育業務の効率化を図るためにICTシステムの導入を進めている。これまで紙ベースで管理されていた業務が多かったのが実情だったが、保護者とスマートフォンの専用アプリで、連絡帳、出欠、遅刻、延長保育の申請、お知らせ、緊急連絡など、さまざまな情報について園とリアルタイムで共有できるようになっている。特に連絡帳については、保護者が出先にいるときもリアルタイムで情報交換が出来るようになっている。これにより保護者の利便性を高め、家庭との協働した保育の実現に向けて信頼関係の構築の一助となっている。
乳幼児の教育に対する取り組みを進めている
子どもが健やかに成長し、その活動がより豊かに展開されるように教育を保育の主軸の一つに掲げている。英会話は週2回ネイティブ講師による英語遊びの導入と保育への参加により、子どもたちにとって英語が身近なものとなるよう取り組んでいる。リトミックはリズムに合わせて体を動かすことで身体能力の向上を図るなど、子どもの成長や年齢に合わせた活動が行われている。体育専門の講師が月2回運動遊び指導を行っている。他にも、文字や数字を学習したり食育を進めたりするなど、一人ひとりの子どもの主体性に基づく生活と遊びを通して様々な学びを積み重ねる機会が用意されている。
環境整備・衛生面への配慮を欠かさず行っている
園舎は長い時間を過ごす子ども達が落ち着いてゆったりと過ごせるように木の温もりのあるものとなっている。日当たりが良く、音・温度・湿度なども適切に管理できる設備を整えている。手洗いやトイレ等も各年齢に合わせ使い易いように作られており、日々の清掃に力を入れるとともに、消毒を毎日行って衛生的な環境のもとで保育が行なわれている。特に、新型コロナウイルスの感染拡大防止策は徹底して行っている。長時間にわたる保育では、マットでくつろぎ寝転がることができるなど、子どもが安心・安定して過ごせる環境づくりをしている。
子どもが主体的に活動できる環境が整備されている
自分が興味あるもの・面白そうだと感じるものに自然と意欲的に関わることが出来るように、子どもの成長・発達・年齢に応じた玩具を用意して、自由に遊ぶことが出来る時間を確保している。また、月齢によって発育に違いのある乳児に対して、既存の玩具では子どもたちの興味や関心に合わせられない時があり、子供の手の届く高さに保育士が手作りした遊び道具を貼り付け、押ししたり引っ張ったりする動作を楽しむ遊びなどの対応を行っている。幼児の保育室をパーテーションなどで仕切ることで、遊びが継続展開できるように環境的な配慮も行っている。職員は一人ひとりの子どもの遊びを見守り、必要とされた時に手を差し伸べられるようにしている。

さらに取り組みが望まれるところ

マニュアルの整備と業務水準の一定化へのさらなる取り組みが期待される

各種マニュアルについては法人が作成したものを各園に設置している。マニュアルの内容は、研修等で確認を行い、周知徹底が図られている。しかしながら、法人作成のマニュアルはあくまでも大枠のものにとらえ、日々の業務内容に関しては、自園の保育に合うように整備を行うと共に職員の見解も取り入れた定期的な見直しを行い、より現状に即した内容のマニュアルにすることが必要であるとしている。このことにより、職員間の提供する保育に対する共通認識が深まるほか、業務水準の一定化と更なる安定したサービス提供に繋がると思われる。

新型コロナウイルスの終息を見え据えて地域交流と地域資源の活用を進めることが期待される

これまで、近隣の特別養護老人ホーム・警察署・消防署などとの交流があり、今後は、図書館・近隣小学校・保育園・幼稚園などとの交流、自治会との関係の構築・ボランティアの受け入れなどによって地域資源との連携を深めるほか、地域の子育て世代への支援などへも積極的に働きかけたいとしているが、現在は新型コロナウイルスの影響により、地域交流を制限せざるを得ない状況にある。しかしながら、新型コロナウイルスの終息が見えた段階になった時には、積極的に地域交流と地域資源の活用などを推し進めたいと考えている。

保育者一人ひとりの人材育成

職員が保育に関わる専門職として仕事に対しての自覚を持ち、自己研鑽する意識が高まるように年に2回の自己評価を行うことを義務づけしているほか、各会議等で振り返りや反省等の話し合いをしている。また、職員一人ひとりに対し、必要に応じた研修へ参加する機会を設けるなどの取り組みも進められている。継続した課題であるが、理念・方針に基づいた保育の実現のため、保育の質を向上させることが挙げられている。質の高い保育を提供していくためには、同一の目標と方向性に向かって取り組む意識を高め、組織として自分たちの目指す保育を推進する体制を確固たるものにしていくことが求められよう。

(評価を受けて、受審事業者の取り組み)

これまで力を入れて取り組んできたことは継続して行きさらなる向上を目指すと共に各種マニュアルの職員間での周知徹底と見直しをはかり、共通認識を深めることにより保育者一人ひとりの研鑽にもつなげます。
マニュアルのみならず保育者の研鑽のために、必要として受けた研修を他の職員と共有するために園内研修をさらに行います。
また、この数年、新型コロナウイルスのために中止していた地域との交流を新型コロナウイルスの扱いの変化に応じて前に行っていたように、積極的に行い地域資源の活用を進めます。ただし、介護施設に関しては介護施設の意向に添うようにしてまいります。

福祉サービス第三者評価項目（保育所等）の評価結果

大項目	中項目	小項目	項目	標準項目		
				■実施数	□未実施数	
I	福祉サービスの基本方針と組織運営	1 理念・基本方針	1 理念や基本方針が明文化されている。	3	0	
			2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	3	0	
			3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	3	0	
		2 計画の策定	4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	6	0	
			5 施設の事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	3	0	
		3 管理者の責任とリーダーシップ	6 理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組みに取り組み指導力を発揮している。	5	0	
		4 人材の確保・養成	7 全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	3	0	
				8 人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	4	0
			9 事業所の就業関係の改善課題について、職員（委託業者を含む）などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	5	0	
			10 職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	5	0	
II	適切な福祉サービスの実施	1 利用者本位の保育	11 施設の全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	4	0	
			12 個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	4	0	
			13 利用者満足の向上	4	0	
			14 苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	4	0	
		2 教育及び保育の質の確保	15 教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上に努めている。	3	0	
			16 提供する教育及び保育の標準化	4	0	
		3 教育及び保育の開始・継続	17 保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	2	0	
			18 教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容を利用者に説明し、同意を得ている。	4	0	
		4 子どもの発達支援	19 保育所等の理念や保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	20 全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	5	0
				21 子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	6	0
				22 身近な自然や地域社会と関われるような取組みがなされている。	4	0
				23 遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	6	0
				24 特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育が適切に行われている。	6	0
				25 在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	4	0
				26 家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	3	0
				27 子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	4	0
			子どもの健康支援	28 感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	3	0
				29 食育の推進に努めている。	5	0
		5 安全管理	30 環境及び衛生管理は適切に行われている。	3	0	
			31 事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	4	0	
32 地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	5		0			
6 地域	33 地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	5	0			
計				136	0	

保育所等 項目別評価コメント

(利用者は子ども・保護者と読み替えて下さい)

標準項目 整備や実行が記録等で確認できる。 確認できない。

評価項目	標準項目
1 理念や基本方針が明文化されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・基本方針が法人・保育所等の内部文書や広告媒体(パンフレット、ホームページ等)に記載されている。 ■理念・基本方針から、法人、保育所等が実施する教育及び保育の内容や法人、保育所等の使命や目指す方向、考え方を読み取ることができる。 ■理念・基本方針には、児童福祉法や保育所保育指針の保育所等・教育及び保育に関する基本原則が盛り込まれている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園パンフレットの中で理念として、「こどもとの対話、保護者との対話、保育士同士の対話3つの対話の中で、子ども・保護者・地域そして保育士の輪を大切に、地域に根ざした愛情ある保育園を目指します。」とあり、名前の由来となっている「ここわ」は個々・こころとわ対話・つながりの輪を表していると伝えている。運営方針では、(1)入園する子供の最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保障する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して養護および教育を一体的に行う。と謳っている。</p>	
2 理念や基本方針が職員に周知・理解されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■理念・方針を事業所内の誰もが見やすい箇所に掲示し、職員配布文書に記載している。 ■理念・方針を会議や研修において取り上げ職員と話し合い共有化を図っている。 ■理念・方針の実践を日常の会議等で話し合い実行面の反省をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>運営方針の中から保育士個々が守るべきこととして(1)入園する子供の最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保障する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。(3)保育園は、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めていく。保護者等に対しては、保育園を適切かつ円滑に利用できるような情報を開示する。(4)保育士は、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるように倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対して子育てに対する指導を行う。(5)保育園は、入園する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情・要望などに対して、その解決を図るよう努める。と謳っている。そのことを踏まえて、職員間で話し合い、目指す子どもの姿を・のびのびと自分を表現できる子ども・心身ともに豊かな子ども・感謝の心を持った子どもとしている。</p>	
3 理念や基本方針が利用者等に周知されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■契約時等に理念・方針が理解しやすい資料を作成し、分かりやすい説明をしている。 ■理念・方針を保護者に実践面について説明し、話し合いをしている。 ■理念・方針の実践面を広報誌や手紙、日常会話などで日常的に伝えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>理念や基本方針は、園のパンフレットやしおりに載せて、実践は写真やコメントなどで掲示し、懇談会などで利用者等に周知されている。園のしおりに目指す子どもの姿を・のびのびと自分を表現できる子ども・心身ともに豊かな子ども・感謝の心を持った子どもと明記して、こどもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して養護および教育を一体的に行う。教育・安全・食育の3つの『和』を大切にお子様の健やかな成長を応援します。と表明している。</p>	
4 事業計画が適切に策定され、計画達成のため組織的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■中・長期事業計画を踏まえて策定された事業計画が作成されている。 ■事業計画が具体的に設定され実施状況の評価が行える配慮がなされている。 ■理念・基本方針により重要課題が明確にされている。 ■事業環境の分析から重要課題が明確にされている。 ■現状の反省から重要課題が明確にされている。 ■運営の透明性の確保に取り組んでいる。
<p>(評価コメント)</p> <p>園運営の予算管理は本部が作成しており、設備や備品等の整備で大きな予算が必要な場合は、園から本部に報告している。園児数については行政の意向を汲んで弾力的な対応をしており、定員数を上回る受け入れをしている。保育士等の配置も基準に合わせているが、園児数増加に伴う保育の質の確保に向けた人管理体制を課題としている。人材育成のための研修計画については、本部主催の階層別研修のほか自治体主催の小児保健・救急救命・食育・教育などの研修会・講演等に参加予定となっている。</p>	
5 事業計画等、重要な課題や方針を決定するに当たっては、職員と幹部職員とが話し合う仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■各計画の策定に当たっては、現場の状況を把握し、職員等の参画や意見の集約・反映のもとに策定されている。 ■方針や計画、課題は会議や研修会等にて説明し、全職員に周知されている。 ■年度終了時ほもとより、年度途中にあっても、あらかじめ定められた時期、手順に基づいて事業計画の実施状況の把握、評価を行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>主任・幼児リーダー・乳児リーダーのほか、各クラスリーダーや行事担当・各係リーダー(保護者支援・食育・保健衛生など)を置き、園運営を行っている。また、各会議で話し合いの場を設け、提供する保育について検証する機会としている。円滑な園運営に向けて本部の担当者が園を訪問し、書類の確認、保育状況や環境の整備等を、チェックリストを用いて巡回チェックしているほか、園長をはじめ職員からの意見や要望の把握を行っている。職員が不明に思っている方針や計画についても直接説明することで職員の理解が進むように取り組んでいる。</p>	

6	理念の実現や質の向上、職員の働き甲斐等に取り組み指導力を発揮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 理念・方針の実践面の確認等を行い、課題を把握し、改善のための具体的な方針を明示して指導力を発揮している。 ■ 職員の意見を尊重し、自主的な創意・工夫が生まれやすい職場づくりをしている。 ■ 研修等により知識・技術の向上を図り、職員の意欲や自信を育てている。 ■ 職場の人間関係が良好か把握し、必要に応じて助言・教育を行っている。 ■ 評価が公平に出来るように工夫をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>毎月の職員会議の他、リーダー会議、行事担当者会議などを行うことで、日常の保育に対する各クラスの要望や提案を聞く機会を設けている。遊具や絵本などについても職員からの意見を取り入れて年齢に応じた遊びができる環境を用意している。また、園長との個人面談・本部職員による個人面談を通じて、職員個々の意向・人間関係の状況の把握にも努めるようにしており、研修については研修計画をもとに個々の希望に沿った研修を受けられるよう実施している。評価も一定の基準を設けて公平に出来るように工夫をしている。</p>		
7	全職員が遵守すべき法令や倫理を明示し周知している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 遵守すべき法令や倫理を文書化し、職員に配布されている。 ■ 全職員を対象とした、法令遵守と倫理に関する研修を実施し、周知を図っている。 ■ プライバシー保護の考え方を職員に周知を図っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の運営方針として(1)入園する子供の最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保証する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。(3)保育園は、保護者や地域社会に、当該保育所が行う保育の内容を適切に説明するよう努めていく。保護者に対しては、保育園を適切かつ円滑に利用できるよう情報を開示する。(4)保育士は、保育園の役割及び機能が適切に発揮されるように倫理観に裏付けられた専門的知識、技術及び判断を持って、子どもを保育するとともに、子どもの保護者に対して子育てに対する指導を行う。(5)保育園は、入園する子ども等の個人情報適切に取り扱うとともに、保護者の苦情・要望などに対して、その解決を図るよう努める。と謳って、全職員に周知している。また、虐待防止やプライバシー保護の考え方についてはマニュアルを用意して、職員による不適切な対応が行われないように研修を実施し、周知を図っている。</p>		
8	人事方針を策定し、人事を計画的・組織的に行い、職員評価が客観的な基準に基づいて行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 人材確保・定着・育成の方針と計画を立て実行している。 ■ 職務の権限規定等を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。 ■ 評価基準や評価方法を職員に明示し、評価の客観性や透明性の確保を図られている。 ■ 評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職務分担表を作成し、職員の役割と権限を明確にしている。また、人材育成方針として、経験年数やそれぞれの役割に応じた研修に参加する機会が設けられており、職員一人ひとりのスキルアップを図る取り組みをしている。面談時には、自己評価と園の評価の差異を職員が納得のいくように丁寧に説明することで、評価の結果について、職員に対して説明責任を果たしている。職員の配置等については、本部が計画的に進める体制となっている。</p>		
9	事業所の就業関係の改善課題について、職員(委託業者を含む)などの現場の意見を幹部職員が把握し改善している。また、福利厚生に積極的に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 担当者や担当部署等を設置し職員の有給休暇の消化率や時間外労働のデータを、定期的にチェックしている。 ■ 把握した問題点に対して、人材や人員体制に関する具体的な改善計画を立て実行している。 ■ 職員が相談しやすいような組織内の工夫をしている。 ■ 職員の希望の聴取等をもとに、総合的な福利厚生事業を実施している。 ■ 育児休暇やリフレッシュ休暇等の取得、ワーク・ライフ・バランスに配慮した取り組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>勤務シフトは主任が作成しており、有給休暇取得実績や時間外労働などの勤務状況については本部担当部署が管理を行って園長に報告している。有給休暇の取得については、休日申請カレンダーを活用し、園長・主任に申告できるようにしている。クラス内で問題がないことを確認して、園長が承認している。福利厚生は本部の規定に準じているほか、運動会で着用するポロシャツの支給、インフルエンザ予防接種の補助などを行っている。また、園長面談を年1回・本部面談を年2回実施し、職員からの問いかけがあれば適宜面談を行っている。職員の意向・意見の把握に努めると共に育児休暇や夏季休暇の取得にも配慮し、働きやすい職場環境の整備にも取り組んでいる。</p>		
10	職員の教育・研修に関する基本方針が明示され、研修計画を立て人材育成に取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 中長期の人材育成計画がある。 ■ 職種別、役割別に能力基準を明示している。 ■ 研修計画を立て実施し、必要に応じて見直している。 ■ 個別育成計画・目標を明確にしている。 ■ OJTの仕組みを明確にしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>人材の配置については本部が管理しているため、園独自で中長期の人材育成計画を設定することはないが、職務分担表によって、役割別、職種別に行うべき業務を明記することで、必要となるスキルを明確にしている。そこから、必要とされるスキルに関する説明を行っている。また、キャリアアップにつながる研修を中心に研修計画を立て実施し、職員個々の能力向上が図れるようにしているほか、必要に応じて見直しをしている。新人職員に対するOJTとして保育日誌等の書き方については、クラスリーダーが指導を行っている。また、職員の希望も聞きながら、できる限り平等に研修の機会が与えられるように取り組んでいる。</p>		

11	全職員を対象とした権利擁護に関する研修を行い、子どもの権利を守り、個人の意思を尊重している。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子供の尊重や基本的人権への配慮について勉強会・研修を実施している。 ■ 日常の援助では、個人の意思を尊重している。 ■ 職員の言動、放任、虐待、無視など行われることの無いように、職員が相互に振り返り組織的に対策を立て対応している。 ■ 虐待被害にあった子どもがいる場合には、関係機関と連携しながら対応する体制を整えている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園の運営方針の中で(1)入園する子供の最善の利益を考慮し、一人ひとりの人格を尊重し、権利を守り、豊かな環境の下、様々な活動を展開し、子どもに最もふさわしい生活の場を保証する。(2)保育士等は、保育に関する専門性を有し、家庭との密接な連携の下、保護者と共に子どもを育てる営みに愛情豊かに関わる。と明記されているので理念・方針の理解を進めることが子どもの権利擁護に繋がる取り組みとなっている。また、虐待となる行為について、事故・危機対応マニュアルで詳しく説明しているほか、早期発見のためのポイント・関係機関と連携を含む発見時の対応の周知が図られている。子どもの権利を守る研修を行い、日常での保育に生かし日々の言動・行動を振り返り対策を立てている。</p>		
12	個人情報保護に関する規定を公表し徹底を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 個人情報の保護に関する方針をホームページ、パンフレットに掲載し、また事業所等内に掲示し実行している。 ■ 個人情報の利用目的を明示している。 ■ 利用者等の求めに応じて、サービス提供記録を開示することを明示している。 ■ 職員(実習生、ボランティア含む)に研修等により周知徹底している。
<p>(評価コメント)</p> <p>個人情報の取扱いに関しホームページやパンフレットに掲載しており、個人情報の保護に関する関係法令及び厚生労働省が定めたガイドラインを遵守するとともに、プライバシーポリシーを定め、その適切な取扱いに努めている。利用目的については運営規定・重要事項説明書・契約書などに記載し周知を図っている。また、入園時に説明を行って保護者から承諾書を得ている。職員についても、入職時の研修で説明して同意書を交わしている。実習生などに対しては、オリエンテーション時に資料を渡し、口頭にて説明している。説明後には、同意書を貰っている。</p>		
13	利用者満足度の向上を意図した仕組みを整備し、取り組んでいる。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 利用者満足度を把握し改善する仕組みがある。 ■ 把握した問題点の改善策を立て迅速に実行している。 ■ 利用者・家族が要望・苦情が言いやすい雰囲気を作っている。 ■ 利用者等又はその家族との相談の場所及び相談対応日の記録がある。
<p>(評価コメント)</p> <p>行事ごとに全家庭にアンケートを実施し、意見を集計して主だった意見に対する回答をフィードバックするほか、次年度の行事に活かすようにしている。また、園長・法人・第三者委員・保護者の代表で構成された運営委員会を開催し、園長及び法人が園の運営状況を報告しているほか、第三者委員・保護者の代表から意見を聞いている。園に対する保護者の意見や要望は、個人面談・保護者懇談会、送迎時などの会話から把握しており、直接伝えることが苦手な保護者や匿名での意見についても意見箱を設置して対応している。</p>		
14	苦情又は意見を受け付ける仕組みがある。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 保護者に交付する文書に、相談、苦情等対応窓口及び担当者が明記され説明し周知徹底を図っている。 ■ 相談、苦情等対応に関するマニュアル等がある。 ■ 相談、苦情等対応に関する記録があり、問題点の改善を組織的に実行している。 ■ 保護者に対して苦情解決内容を説明し納得を得ている。
<p>(評価コメント)</p> <p>苦情又は意見を受け付ける仕組みについては「園のしおり」に記載して、入園時に説明している。また、相談・苦情など対応窓口・担当者を園のしおりや重要事項説明書に明記しているほか、玄関にも掲示して周知を図っている。苦情の申し立てがあった場合、保護者に対して誠実かつ親身に対応すると共に、苦情解決に前向きに取り組んでいる。問題点の改善に対しては全職員に周知して対応を行っている。近隣からの苦情については、即対策を立て対処後に長引かないようにしている。行事についても書面をもって近隣に周知し協力を乞うている。</p>		
15	教育及び保育内容について、自己評価を行い課題発見し改善に努め、教育及び保育の質の向上を図っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■ 教育及び保育の質について自己評価を定期的に行う体制を整備し実施している。 ■ 教育及び保育の質向上計画を立て実行し、PDCAサイクルを継続して実施し恒常的な取り組みとして機能している。 ■ 自己評価や第三者評価の結果を公表し、保護者や地域に対して社会的責任を果たしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>園としての取り組みを評価するシートを用いて、園長による園の自己評価が行われた。それを基に本部担当者との話し合いが行われている。また、保育所保育指針に基づいた保育内容を提供できるように「全体的な計画」を策定しており、そこから子どもに対する指導計画の作成を行っている。保育の質の向上のためPDCAサイクルが恒常的な取り組みとなるよう、保育会議・職員会議などの会議を設けている。また、園長・法人・第三者委員・保護者の代表で構成された運営委員会を開催し、園長及び法人が園の運営状況を報告しているほか、第三者委員・保護者の代表から意見を聞いている。</p>		

16	提供する教育及び保育の標準的実施方法のマニュアル等を作成し、また日常の改善を踏まえてマニュアルの見直しを行っている。	<ul style="list-style-type: none"> ■業務の基本や手順が明確になっている。 ■分からないときや新人育成など必要に応じてマニュアルを活用している。 ■マニュアル見直しを定期的に行っている。 ■マニュアル作成は職員の参画のもとに行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の一日の生活の流れは、「園のしおり」に記載されており、開園時間、登園、朝の視診から延長保育、閉園時間に至るまで同じ日課が繰り返されている。主活動としての遊び、午睡についてはもちろんのこと、保育行事や健康管理(食事を含む)・安全管理・衛生管理が適切に行われるように基本や手順が明確になっている。また、事故・危機対応マニュアルを用意して、事故防止のためのリスクマネジメントや災害発生時の対応・不審者対応・SIDS対応・虐待対応に向けて職員が適切に行動できるように取り組んでいる。</p>		
17	保育所等利用に関する問合せや見学に対応している。	<ul style="list-style-type: none"> ■問合せ及び見学に対応できることについて、パンフレット、ホームページ等に明記している。 ■問合せ又は見学に対応し、利用者のニーズに応じた説明をしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>保育園の利用に関する問い合わせは随時受け付けて、午前中に3組程度をご一緒に、15分から30分かけて案内をしていたが、現在は、新型コロナウイルスの影響により、1日1組に制限している。また、見学は基本的に園長や主任が対応することになっており、園での生活や行事内容、保育目標、施設案内などが掲載されている冊子を配布して、分かりやすく説明するように心がけている。ホームページにも見学に関する連絡先が記載されており、見学希望者からの問い合わせが可能となっている。</p>		
18	教育及び保育の開始に当たり、教育及び保育方針や内容等を利用者に説明し、同意を得ている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育の開始にあたり、理念に基づく教育及び保育方針や内容及び基本的ルール等を説明している。 ■説明や資料は保護者に分かりやすいように工夫している。 ■説明内容について、保護者の同意を得るようにしている。 ■教育及び保育の内容に関する説明の際に、保護者の意向を確認し、記録化している。
<p>(評価コメント)</p> <p>入園が決定した後は、保護者に対して園の保育内容や基本的ルールを説明する機会を設けている。これまでは一堂に会して説明会を実施していたが、現在は、新型コロナウイルスの影響により、保護者の人数を5名から7名に絞ったうえで3回説明会を実施している。説明会で使用するしおりには、一日のスケジュールや料金、給食、持ち物など、具体的な内容が記載されている。また、説明会とは別に個別面談を実施し、特にアレルギー対応や保育時間について、詳細に説明を行っている。</p>		
19	保育所等の理念や教育及び保育方針・目標に基づき全体的な計画が適切に編成されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画は児童憲章、児童の権利に関する条約、児童福祉法、保育所保育指針などの趣旨をとらえて作成している。 ■全体的な計画は、教育及び保育の理念、方針、目標及び発達過程などが組み込まれて作成されている。 ■子どもの背景にある家庭や地域の実態を考慮して作成されている。 ■施設長の責任の下に全職員が参画し、共通理解に立って、協力体制の下に作成されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は、保育理念や保育方針、保育目標に基づいて編成されるが、子どもの発達過程を踏まえ、保育の内容に示されたねらい及び内容が明記されている。乳児期から幼児期の終わりにかけて、「どのように育ててもらいたいのか」という各段階をふまえた教育・指導に関する大きな枠組みとして、月案等の各種計画に反映させるようになっている。なお、全体的な計画や年間指導計画は法人が作成しているが、保育園での具体的な生活をイメージしながら、各種計画を園全体で協力して作成するようにしている。</p>		
20	全体的な計画に基づき具体的な指導計画が適切に設定され、実践を振り返り改善に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■全体的な計画に基づき、子どもの生活や発達を見通した長期的な指導計画と短期的な指導計画が作成されている。 ■乳児、1歳以上3歳未満児、障害児等特別配慮が必要な子どもに対しては、個別計画が作成されている。 ■発達過程を見通して、生活の連続性、季節の変化を考慮し、子どもの実態に即した具体的なねらいや内容が位置づけられている。 ■ねらいを達成するための適切な環境が構成されている。 ■指導計画の実践を振り返り改善に努めている。
<p>(評価コメント)</p> <p>全体的な計画は法人で作られており、その内容をもとに全体的な計画の見直し、年間指導計画の作成を行っている。月案と週案は園内各クラスで作成することになっている。そして、子どもの置かれている状況や子ども自身の姿を見極め、子どもたちの成長・生活習慣の習得を見守り、必要に応じて支援するなど、適切な保育を提供できるような工夫をしている。保護者へも写真掲示物などで保育の内容を目で見える形でお知らせしている。クラス会議や保育会議、職員会議で振り返りをしており、その後の保育に向けての方針を話し合っている。</p>		

21	子どもが主体的に活動できる環境が整備されている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが安心感と信頼感をもって活動できるよう、子どもの主体としての思いや願いを受け止めている。 ■子どもの発達段階に即した玩具や遊具などが用意されている。 ■子どもが自由に素材や用具などを自分で取り出して遊ぶように工夫されている。 ■好きな遊びができる場所が用意されている。 ■子どもが自由に遊ぶ時間が確保されている。 ■教育及び保育者は、子どもが主体性を発揮できるような働きかけをしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>自分が興味あるもの・面白そうだと感じるものに自然と意欲的に関わることが出来るように、子どもの成長・発達・年齢に応じた玩具を用意して、自由に遊ぶことが出来る時間を確保している。また、既存の玩具では、子どもたちの興味や関心に合わせられない時は、保育士が手作りするなどの対応を行っている。また、パーティーなど遊ぶ場所を仕切ることで、遊びが継続展開できるように環境的な配慮を行っている。職員は一人ひとりの子どもの遊びを見守り、必要とされた時に手を差し伸べられるように目配りをするようにしている。</p>		
22	身近な自然や地域社会と関わられるような取組みがなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもが自然物や動植物に接する機会を作り、教育及び保育に活用している。 ■散歩や行事などで地域の人達に接する機会をつくっている。 ■地域の公共機関を利用するなど、社会体験が得られる機会をつくっている。 ■季節や時期、子どもの興味を考慮して、生活に変化や潤いを与える工夫を日常教育及び保育の中に取り入れている。
<p>(評価コメント)</p> <p>植物(朝顔や向日葵)育てたり、年齢ごとに散歩に出かけて、季節を感じながら自然に触れたりする機会を作っている。散歩は近隣の公園に出かけているが、地域の方に積極的に挨拶を行い、保育園を知ってもらえるように努めている。また、これまでは近隣の特別養護老人ホームに出向いて、昔遊びを通して入所者との異世代交流を行っていたが、現在は、新型コロナウイルスの影響により、直接交流することを避けて、準備したメッセージカードを渡すなど対応が変化した。</p>		
23	遊びや生活を通して人間関係が育つよう配慮している。	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関係をより良くするような適切な言葉かけをしている。 ■けんかやトラブルが発生した場合、危険のないように注意しながら、子供達同士で解決するように援助している。 ■順番を守るなど、社会的ルールを身につけていくように配慮している。 ■子どもが役割を果たせるような取組みが行われている。 ■子どもが自発性を発揮し、友だちと協同して活動できるよう援助している。 ■異年齢の子どもの交流が行われている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝夕の子どもの人数が少ない時間に合同保育を行い、異年齢児と関わる機会を設けている。また、子ども同士のトラブルは自分たちで解決できるように促すとともに、お互いの言い分を聞き、双方に寄り添いながら解決に導くこととしている。また、社会のルールを身につけられるようにするため、トイレや手洗いの際には、整列をして順番を守ることを重視している。幼児には子どもが役割を意識して行動できるように促すため、日課で使う備品を取りに行ったり、「いただきます」をはじめとした号令などの当番活動を積極的に行って達成する喜びを見いだしせるようにしている。</p>		
24	特別な配慮を必要とする子どもの教育及び保育	<ul style="list-style-type: none"> ■子ども同士の関わりに対して配慮している。 ■個別の指導計画に基づき、きめ細かい配慮と対応を行い記録している。 ■個別の指導計画に基づき、保育所等全体で、定期的に話し合う機会を設けている。 ■障害児教育及び保育に携わる者は、障害児教育及び保育に関する研修を受けている。 ■必要に応じて、医療機関や専門機関から相談や助言を受けている。 ■保護者に適切な情報を伝えるための取組みを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>特別な配慮が必要な子どもに対しては、個別の指導計画が作成され、それに基づいた保育が行うようにしている。また、年に2回の市の巡回指導を利用し、助言を受けているほか、障害児保育等に関する研修を受講し、その内容を現場にフィードバックすることで、保護者に対する対応も含めて適切な保育が行われるようにしている。0～2歳児には、個別の指導計画を作成し、きめ細やかに保育を行っていく体制を整えている。</p>		
25	在園時間の異なる子どもに対して配慮がなされている。	<ul style="list-style-type: none"> ■引き継ぎは書面で行われ、必要に応じて保護者に説明されている。 ■担当職員の研修が行われている。 ■子どもが安心・安定して過ごせる適切な環境が整備されている。 ■年齢の異なる子どもが一緒に過ごすことに配慮している。
<p>(評価コメント)</p> <p>基本の保育時間は7:00～18:00となっており、8:00頃にクラスの保育が開始される。18:00～19:00は時間外保育(延長保育)としているため、18:00頃には補食を提供している。職員の勤務体制はシフト制・交代制で行っているため、一貫性のある保育を行うことが出来るように配慮を行っている。長時間にわたる保育を行う際には、子どもが落ち着いて過ごすことができるように、安心・安定して過ごせる適切な環境を用意している。引継ぎは書面及び口頭で伝え漏れがないように注意している。</p>		

26	家庭及び関係機関との連携が十分図られている。	<ul style="list-style-type: none"> ■一人ひとりの保護者と日常的な情報交換に加え、子どもの発達や育児などについて、個別面談、教育及び保育参観、参加、懇談会などの機会を定期的に設け、記録されている。 ■保護者からの相談に応じる体制を整え、相談内容が必要に応じて記録され上司に報告されている。 ■就学に向けて、保育所等の子どもと小学校の児童や職員同士の交流、情報共有や相互理解など小学校との積極的な連携を図るとともに、子どもの育ちを支えるため、保護者の了解のもと、認定こども園園児指導要録及び保育所児童保育要録などが保育所等から小学校へ送付している。
<p>(評価コメント)</p> <p>乳児の保護者との情報交換は、ICTシステムの連絡帳機能により毎日行い、幼児クラスは、その日に行った出来事をICTシステムのドキュメンテーション機能によって配信している。また、ICTシステムには登降園・入退室の管理機能があるため、9:30を過ぎても打刻されていない場合には、電話連絡をすることになっている。園の保育方針を理解してもらうため、年に1回の保育参加・年2回の個人面談を実施している。就学に向けては、近隣の小学校に保育所児童保育要録を送付したり、直接情報交換を行ったりするなど連携を深めている。</p>		
27	子どもの健康状態、発育、発達状態が適切に把握し、健康増進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■子どもの健康に関する保健計画を作成し、心身の健康状態や疾病等について把握・記録され、嘱託医等により定期的に健康診断を行っている。 ■保護者からの情報とともに、登所時及び教育・保育中を通じて子どもの健康状態を観察し、記録している。 ■職員に乳幼児突然死症候群(SIDS)に関する知識を周知し必要な取り組みを行い、保護者に対して必要な情報を提供している。 ■子どもの心身の状態を観察し、不適切な養育の兆候や、虐待が疑われる場合には、所長に報告し継続観察を行い記録している。
<p>(評価コメント)</p> <p>嘱託医による年2回の内科検診・年1回の歯科検診・看護師による月1回の身体測定を行い、その結果を保護者に知らせるとともに、看護師が卒園まで情報管理をしている。気になる子どもについては、園全体で見守るようにしている。また、朝の受け入れ時は園で検温をするのと同時に視診を行い、元気はあるか、機嫌はよいか、顔色・目の状態・皮膚の状態・虐待の痕跡などを確認している。さらに、保護者との対話から子どもの心身の状態を把握し、適切な保育に繋げるように保育者に促している。必要な予防接種をしていない子どもについては、実施するように保護者に促しをしている。</p>		
28	感染症、疾病等の対応は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■教育及び保育中に体調不良や傷害が発生した場合には、その子どもの状態等に応じて、保護者に連絡するとともに、適宜、嘱託医や子どものかかりつけ医等と相談し、適切な処置を行っている。 ■感染症やその他の疾病の発生予防に努め、その発生や疑いがある場合には、必要に応じて嘱託医、市町村、保健所等に連絡し、その指示に従うとともに、保護者や全職員に連絡し、協力を求めている。 ■子どもの感染・疾病等の事態に備え、医務室等の環境を整え、救急用の薬品、材料等を常備し、適切な管理の下に全職員が対応できるようにしている。
<p>(評価コメント)</p> <p>朝は看護師が各クラスを巡回し、体調が気になる子どもがいる場合には適宜対応をしている。ルールとして子どもが体調不良の場合は家族に連絡をすることとなっている。市役所から送られてくる感染症状況を園内に掲示し、地域で流行している感染症などの情報を保護者に知らせている。新型コロナウイルスに関しては、保護者とのやりとりを行政側と共有している。子どものかかりやすい病気については保健だよりも掲載することで、感染症や疾病の予防を促している。園内で感染症が発生した場合はその内容をICTシステムにて配信し、保護者への周知を行っている。</p>		
29	食育の推進に努めている。	<ul style="list-style-type: none"> ■食育の計画を作成し、教育及び保育の計画に位置付けるとともに、その評価及び改善に努めている。 ■子どもが自らの感覚や体験を通して、自然の恵みとしての食材や調理する人への感謝の気持ちが育つように、子どもと調理員との関わりなどに配慮している。 ■体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応している。 ■食物アレルギー児に対して誤食防止や障害のある子どもの誤飲防止など細かい注意が行われている。 ■残さず食べることや、偏食を直そうと強制したりしないで、落ち着いて食事を楽しめるように工夫している。
<p>(評価コメント)</p> <p>食育に関する年間計画は栄養士と保育士によって立案しており、それに沿ってクラスごとに食育を行っている。その一環として自園で畑を作り、野菜を栽培することにより、野菜に興味を持ち食への関心が育つように学びの場を設けている。また、魚に関しては図鑑を用いて興味・関心を育つようにしている。</p> <p>食物アレルギーを持つ子どもに対しては、マニュアルに沿って対応しており、保護者からアレルギー診断書を年1回提出してもらい、それに基づいて子ども一人ひとりの症状に応じた除去食や代替食を専用の食器を用いて提供している。対応職員なども決めている。</p>		

30	環境及び衛生管理は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■施設の温度、湿度、換気、採光、音などの環境を常に適切な状態に保持するとともに、施設内外の設備及び用具等の衛生管理に努めている。 ■子ども及び職員が、手洗い等により清潔を保つようにするとともに、施設内外の保健的環境の維持及び向上に努めている。 ■室内外の整理、整頓がされ、子どもが快適に過ごせる環境が整っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>職員や子どもの手洗いについては徹底に努めており、子どもには看護師による手洗い指導を行っている。職員自身の体調のチェックも毎日行っている。</p> <p>より快適で衛生的な環境のもとで保育が行なわれるようにするため、日々の清掃と消毒を毎日行っている。消毒については、新型コロナウイルスの流行が始まってから、アルコールによる消毒を徹底している。0歳児・1歳児の保育室は床暖房となっており、室内温度が23度になるように設定している。</p>		
31	事故発生時及び事故防止対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■事故発生時の対応マニュアルを整備し職員に徹底している。 ■事故発生原因を分析し事故防止対策を実施している。 ■設備や遊具等保育所等内外の安全点検に努め、安全対策のために職員の共通理解や体制づくりを図っている。 ■危険箇所の点検を実施するとともに、外部からの不審者等の対策が図られている。
<p>(評価コメント)</p> <p>事故防止対策としてヒヤリハットの活用を積極的に進めているほか、遊具の安全点検は点検チェック表をもとに毎日行い、異常を発見した場合は早急に対応している。事故発生時の対応については、役割分担が記載されたフローチャートが各教室に掲示してある。看護師は怪我に関する報告書をまとめ、怪我の内容と発生の傾向の分析を行っている。不審者対策は年2回訓練を行うこととなっており、いざという時の対応方法を全職員で確認している。不審に思われる人物を見かけた時には、子どもの安全を確保し、事務所に状況を知らせる。放送にて園全体に周知し、出入口・窓を施錠してカーテンを閉めるという手順となっている。</p>		
32	地震・津波・火災等非常災害発生時の対策は適切に行われている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地震・津波・火災等非常災害発生に備えて、役割分担や対応等マニュアルを整備し周知している。 ■定期的に避難訓練を実施している。 ■避難訓練は消防署や近隣住民、家庭との連携のもとに実施している。 ■立地条件から災害の影響を把握し、建物・設備類の必要な対策を講じている。 ■利用者及び職員の安否確認方法が決められ、全職員に周知されている。
<p>(評価コメント)</p> <p>非常災害発生時に備えて、安全に避難できるようにすることが重要であるという認識から、月1回の避難訓練・消火訓練・通報訓練を実施している。年1回は消防署との合同避難訓練を行い、防災意識の向上に務めている。また、保護者への引き渡し訓練も年1回行っており、災害発生時から保護者への引き渡しまでの流れを確認する機会となっている。</p> <p>避難訓練については、職員の役割分担表に基づいた訓練を行うこととなっており、いかなる状況下でも子どもと職員の安全の確保ができるように、各職員の指示をしっかりと聞いて行動することを約束して、実践的な内容になることに重点を置いている。</p>		
33	地域ニーズを把握し、地域における子育て支援をしている。	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の子育てニーズを把握している。 ■子育て家庭への保育所等機能を開放(施設及び設備の開放、体験保育等)し交流の場を提供し促進している。 ■子育て等に関する相談・助言や援助を実施している。 ■地域の子育て支援に関する情報を提供している。 ■子どもと地域の人々との交流を広げるための働きかけを行っている。
<p>(評価コメント)</p> <p>交通安全指導の際に行政の職員に来てもらったり、消防訓練の際には消防署に来てもらったりするなど、地域の拠点施設との交流を行って地域に根づく取り組みを行っている。今年度も地域の子育て支援に関する取り組みについて計画をしたものの、新型コロナウイルスの影響に伴い断念している。また、ボランティアの受け入れも自粛している。ただし、自治会に加入しており、子どもたちが作った作品を展示させてもらうなど、現状でも出来ることを行っている。新型コロナウイルスが終息したら、様々な活動を再開したいと考えている。</p>		